

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、平成12年8月1日から13年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、12年8月から13年6月までは41万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年7月1日から同年10月1日まで
② 平成12年5月1日から13年7月1日まで

ねんきん定期便を見ると、申立期間①について、標準報酬月額が大幅に下がっているが、給料が下がった記憶は無い。

また、申立期間②について、標準報酬月額が下がっており、給与支払明細書の保険料控除額と合致していないので適正な額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、平成12年8月1日から13年7月1日までの期間において、申立人が所持する給与支払明細書から、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は、「給与支払明細書の保険料控除額どおりに納付していたはずである。」としているものの、当該事業所は、平成20年7月に破産終結しており、これを確認できる関連資料、周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、平成12年5月1日から同年8月1日までの期間について、事業主は、申立人の給与は下げている旨の証言をしているものの、申立人は、当該期間に係る給与支払明細書を所持しておらず、ほかに標準報酬月額41万円に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間①について、申立人は、給料が下がった記憶は無いとしているが、当該期間に係る給与支払明細書を所持しておらず、事業主は、「申立人の当時の給与について具体的に記憶していない上、関連資料は残存していない。」としていることから当該期間に係る報酬の総額及び厚生年金保険料の控除額が確認できない。

このほか、当該期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本部における資格取得日に係る記録を昭和50年10月22日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月22日から同年11月1日まで
申立期間について、A社C工場から同社D工場に転勤した際、継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者期間の空白期間となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の所持する給与明細書、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言などから判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社C工場から同社D工場に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、申立人が所持する昭和50年10月分の給与明細書はA社D工場のものであることが確認できる上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、異動前の同社C工場に係る厚生年金保険資格喪失日が同年10月22日と記録されているため、同日と考えられることから、同社D工場に係る社会保険を管轄する同社B本部における申立人の資格取得日は、同年10月22日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B本部における昭和50年11月のオンライン記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B本部は昭和55年10月1日にE社に営業権を譲渡したことにより

厚生年金保険の適用事業所でなくなり、平成 19 年に E 社を吸収合併した F 社によると、「A 社の関係資料は残存していない。」としている上、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を40万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月21日

A社から、申立てに係る賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないことが分かった。正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社が提出した賞与支払明細書から、申立人が事業主から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、当該賞与支払明細書における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立人の標準賞与額の記録を40万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る申立人の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年4月までの期間及び同年6月から6年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から5年4月まで
② 平成5年6月から6年3月まで

ねんきん定期便を確認したところ、国民年金保険料の未納期間があることが分かった。

母親から、私が学生の時に国民年金の加入手続を行い、最初に数か月分の保険料を納付した、と聞いていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自分が学生の時に、母親が国民年金の加入手続を行い、最初に数か月分の保険料を納付したと主張しているが、その母親は、「申立人の結婚（平成7年8月）の4年も前の平成3年に国民年金の加入手続を行ったことは無い。」としている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の資格取得時期から、平成6年8月に払い出されたものと推認できることから、その時点で、申立期間①のうち3年4月から4年6月までについては、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間①のうち平成4年7月から5年4月まで及び申立期間②については過年度納付が可能なところ、申立人の母親は、「国民年金に加入後、最初についてのみ数か月分をまとめて納付した。」としており、オンライン記録により、6年4月から同年8月までの5か月分の現年度保険料を同年8月に納付し、その後は一月ごとに保険料を納付していることが確認でき

ることから、その母親の保険料納付に係る記憶はこの期間に係るものと考え
るのが自然である。

加えて、平成7年5月に、厚生年金保険被保険者期間である同年4月の国
民年金保険料が納付されたため、当該保険料は、最大限遡って納付できる5
年5月分の保険料に充当されていることがオンライン記録により確認できる
ことから、申立期間①及び②は、当初、継続して未納だったものと推認され
る。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は
うかがえず、申立人の母親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付した
ことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと
認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から49年12月まで
申立期間当時、A区に住んでいて、自分で国民年金の加入手続をし、保険料を銀行や郵便局で納めていたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、A区に住んでいて、自ら国民年金の加入手続を行い、保険料は銀行や郵便局で納めていた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の加入記録から昭和50年3月頃に払い出されたことが推認できるとともに、この時点で申立期間のうち44年1月から47年12月までは時効により保険料を納付できない期間である。

また、当該手帳記号番号が払い出された時期は、特例納付実施期間であるところ、申立人は、「過去の分をまとめて納付したことは無かった。」としており、特例納付等により申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、申立人が申立期間当時居住していたA区以外のB町（現在は、C市）、D町（現在は、E町）及びF区において、申立人に係る国民年金被保険者名簿は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月 1 日から 47 年 9 月 1 日まで
義理の親が経営していた会社に勤務していたが、子育てのため退職した。会社の経理等は、全て義理の両親が行っていたが、退職時に脱退手当金や退職金についての説明は一切無く、自分で脱退手当金を請求し受給した記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 48 年 2 月 3 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、会社の事務を担っていた申立人の元義母の記録を確認したところ、申立人と同一年月日で脱退手当金が支給されていることから、事業主が申立人に係る脱退手当金を代理請求した可能性が考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から 52 年 2 月まで

申立期間について、A社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び当時の同僚の証言等から、申立人が申立期間の一部において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 60 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、当該事業所では、「申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなく、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」としている。

さらに、二人の元同僚は、「申立期間当時、厚生年金保険料は控除されていなかった。」としている上、オンライン記録により、いずれの元同僚についても、申立期間は国民年金に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。